



令和 5年 11月 14日

陳 情 書

高浜町議会議長 大塚 ひとみ 殿

高浜町が支援する民間企業の経営状況の厳格なフォローについて

高浜町議会の皆様におかれましては、日頃から高浜町民の生活福祉の増進に向けて取り組んでいただき感謝申し上げます。さて、標記の件に関して陳情書を提出させていただきますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

【陳情趣旨(経緯)】

(株)いきいきタウン高浜(3セク)は放漫経営による債務超過、経営破綻状態となり、多額の税金を投入することとなったのは周知のとおりであり、本質的根本原因としては、当事者たる3セク経営層の重大な責任である。

しかしながら、既に約4億円の税金が投入され将来にも大きな財政リスクを残す形となった事態は、高浜町行政当局および町議会の対応としても、情報開示に基づく町議会への報告不足と町議会側の議論およびチェック機能の希薄さが後手となったことが原因であり、町民に大きな負担を強いたことは非常に大きな責任があるものと考えている。

本問題については、令和3年度決算に関する監査委員の報告(令和4年9月議会)において「・・経営計画の内容はあまりに楽天的過ぎ、リスクマネジメントも不十分で・・。新しい事業を始める際には、・・種々のリスクを想定し備えを万全に講じておくことが不可欠・・。」との指摘があった。

また、第三セクター経営問題調査特別委員会が設置されたものの根本原因の分析と再発防止対策の検討まで至ることなく、特別委員会の設置を継続する議案も否決され中途半端な状態で終了した。

町長においては、議会での「出来の悪い予算」「かりそめにも社長」との発言があり、減給処分で自身の責任を逃れようとする安易な姿勢が垣間見えた。

これらの経緯から、高浜町行政当局としてのリスクマネジメント意識・能力が欠如した行動と、監視役としての町議会のチェック追及の甘さが町民への損失を招き、大きな不信感が生じたことは、行政運営として大きな失敗案件と考える。

このような失敗案件に対しては、今後二度と同様の失敗を発生させないとの強い信念のもと、根本原因を踏まえた先手の的確なPDCAサイクル活動により再発防止対策を計画立案し遂行していくべきである。しかしながら行政プロセスの改善がなされないままの現在の状況では、今後も場当たりの課題解決に終始する責任回避による税金損失を重ねるばかりであり、我々は再発防止のためには町民として真のチェック、アクション(CA)を行政・町議会に求めるべきであるとの結論に至った。

その後も、民間会社である(株)うみから(高浜町が設置した建物・設備を使った指定管理者制度の適用)と若狭高浜漁業協同組合(漁協事務所他新築への100%補助金支出)への税金投入による支援案件として運営開始されているが、町民からは今後の健全な継続的経営に関して心配する声が日に日に大きくなってきており、3セクの二の舞にならないかとの懸念が高まっている。

このような運営形態である民間 2 企業・団体への税金投入に関しては、その後の行政としての実施状況のフォローに関する条例(参考資料参照)がある。

以上の趣旨(経緯)と関係条例の規定に基づき、高浜町行政当局および高浜町議会に対して、今回のような税金の不適切な使用に至った失敗案件の再発防止のために、民間 2 企業・団体(株うみから 若狭高浜漁業協同組合)に対して、経営状況に対する先手の厳格なフォローが必要との改めての再認識を促すとともに、次の通り、今後の税金の適切な運用の観点から強く要請する。

【陳情内容】

条例に基づき、以下について高浜町行政当局に対して高浜町議会から要請すること。

- ① 高浜町は、民間 2 企業・団体に対して定期的に経営計画に基づく経営状況実績とともに、目標に対する達成状況とこれに基づく課題分析と対応策について報告を求めること。
- ② 高浜町は、報告を入手の都度、町議会へ報告し意見聴取を行うとともに、町議会の意見等を確認・調整し、必要な対応策等について検討すること。
- ③ 高浜町は、これらの結果を踏まえ必要に応じて民間 2 企業・団体へ調査・命令・指示等の対応を行うこと。

④ 高浜町は、これらの状況すべてを高浜町民にHP等により公開すること。

⑤ 上記の活動の前提条件としては、民間2企業・団体の民営本来の自主自立性としての前向きな経営計画の尊重を原則として、継続的に対応していくべきである。

以 上

参考資料:

高浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(抜粋 5, 6 条)

高浜町補助金等交付規則(抜粋11, 12, 13, 14 条)

陳情者

坪内 勝



横田 行雄



山田 政和



堀口 昌克



○高浜町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(抜粋)

平成16年12月21日 条例第20号

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、町長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実体を把握するために必要なものとして規則で定める事項(業務報告の聴取等)

第6条 町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

○高浜町補助金等交付規則(抜粋) 平成15年6月16日 規則第6号

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第11条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。補助金等の他の用途への使用(利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

2 間接補助事業者等は、法令等の定め及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない。間接補助金等の他の用途への使用(利子の軽減を目的とする第2条第4項第1号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第2号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。)をしてはならない。

(状況報告)

第12条 町長は必要があると認める場合は、補助事業者等から補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求めることができる。

(補助事業等の遂行等の命令)

第13条 町長は、補助事業等が法令等又は補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従つてその補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

2 町長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、その補助事業等の遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第14条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)その他町長が必要とするときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書(様式第4号)に収支決算書その他町長の必要とする書類を添えて町長に提出しなければならない。